

WEEKLY

一宮

題字 PG 安野謙次



重文「陵王」面 真清田神社蔵

Rotary



The Rotary Club of Ichinomiya

●例会日 木曜日 ●例会場 一宮商工会議所 ●承認日 昭和24年12月31日
●事務局 一宮市栄4-6-8 一宮商工会議所ビル5階 電話(0586)24-1931 ☎491-0858



ロータリー:変化をもたらす

URL:<http://rc138.org>

E-Mail:rc138@lily.ocn.ne.jp

2018年6月28日 第3338回例会

会 長	青山 佳裕	副 幹 事	山口 元彦
幹 事	関戸 徹	副 会 長	船橋 正員
会長エレクト	榊原 譲	会報委員長	渡邊 肇

プログラム

クラブアッセンブリー

理事・役員退任挨拶

ロータリーソング「四つのテスト」
第3337回例会の記録
2018年6月21日(木)

副会長挨拶

船橋正員

サッカーモスクワワールドカップのコロンビアと日本とのゲーム、大方の下馬評を覆し日本勝利、久しぶりに明るいニュース、『半端ない』との言葉が喧伝されています。この言葉、“ビックリするよな”と言う意味だと思いますが広辞苑にはまだ掲載されていないようです。一方テレビ、新聞には痛ましい殺人事件が毎日のように報道されています。それも子供や女性など弱者を標的にした無差別殺人、別な意味で“半端ない”事件です。とりわけ5歳の女兒が両親からのDVにより死亡したとされる事件は世間一般の人々に暗い思いをさせた事と思います。その女兒が覚えたてのひらがなで“ゆるしてください”と書き、虐待をするが最後の頼りとする親に必死な思いで哀願している姿、涙なしにはいられません。残念ながらこの様な事案は昔からあった様で、ディズニーアニメ、白雪姫でもシンデレラでも取り上げています。このような事が起かない世の中がいつの日にか来るのを望まないではおられません。

決算理事会報告

幹事

関戸 徹

* 報告事項 *

☆ 2017-2018年度ガバナー賞受賞

* 協議事項 * 以下の項目を承認

☆ 2017-2018年度決算

☆ 新会員入会

熊田慎二君(三井堂株) 工場総括取締役)

次回の予定

クラブアッセンブリー
理事・役員就任挨拶

※ ロータリーの友6月号紹介は次週掲載

委員会報告

出席報告

幹事

関戸 徹

現在の会員数	106名
本日のビジター	0名
本日の出席数	54名
他クラブ出席数	15名
本日の出席率	65.09%
前々回の出席率	96.73%

ニコボックス

☆ 足立 誠君

父の葬儀で、寺葬(通夜700名・葬儀500名)と学園葬(500名)の会葬を頂きロータリアンの皆様のご厚情に感謝して。

☆ 村手 誠君

先日は第4回一宮ロータリークラブゴルフ同好会に多数の皆様にご参加いただきありがとうございました。優勝された猪子さん、中西さんおめでとうございます。次年度は梅谷さんが幹事になりますが引き続きよろしくお願いいたします。

☆ 猪子誠児君

青山会長年度第4回IRG会にて運よく紅組優勝をさせていただいた喜びで、御一緒させていただいた皆様に感謝申し上げます。

☆ 中西啓太君

第4回一宮ロータリークラブゴルフ同好会コンペにおきまして白組優勝させていただきました。天候、メンバーそしてルールにも恵まれました事、これからも精進したいと思っております。この度はありがとうございました。

☆ 高木道久君

今年度二回目の卓話の機会をいただき有難うございます。昼食後に法律の話は無粋ですがお許しください。民法改正に纏わるネタは沢山あります。次年度も機会をいただければ頑張ります。

☆ 松田暁昌君

当社工場の停電に際し、中部電力さんの迅速な対応ありがとうございました。中部電力山下所長さん、お世話になりました。

☆ 関戸 徹君

新入会員として大和証券、萩原淳さんに入会していただいた喜びで。

☆ 萩原 淳君

このたび歴史と伝統ある一宮ロータリークラブに入会できた喜びで。

☆ 青山佳裕君

元気ですか！ 今世界大会のカナダへ来ています。今日の決算理事会よろしくお願ひいたします。

***** プログラム *****
会員卓話

高木道久君

テーマ「民法(債権関係)改正法の概要Ⅱ」



本日は、3月8日の例会に続き、「民法(債権関係)改正法の概要(Ⅱ)」とのテーマで卓話を担当させていただきます。民法(債権関係)改正法に関する2度目の卓話の機会を与えていただきましたことに、先ず以て御礼を申し上げます。

近時は民法改正の当たり年で、今月13日には約140年ぶりに成人年齢を20歳から18歳に繰下げると共に、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳とする改正法が成立して2022(平成34)年4月1日から施行されます。また、本年3月13日には法務省から民法(相続関係)改正案が国会に提出されていますが、本日は、前回に続き、120年ぶりの民法財産法編の改正である民法(債権関係)改正法についてお話させていただきます。

ところで、今回の主要な改正点は多義に亘っていますが、抜本的な改正は、債務者の債務不履行に基づく損害賠償責任と債権者の解除権、売買契約における売主の担保責任及び危険負担の3分野もしくは4分野に亘る改正ではないかと思われま。

先ず、債務者の債務不履行に基づく損害賠償責任については、伝統的には近代市民社会の大原則である過失責任主義に基づく損害の填補であると考えられ、従って、法定債権である不法行為に基づく損害賠償請求権と共通の機能を有すると理解されてきました。しかし、改正法においては、債務者が、その自己責任において契約の締結という債権者との合意に基づく債務負担行為をしたにもかかわらず当該債務の履行がされない際の契約目的の実現という「契約の拘束力」が債務不履行に基づく損害賠償責任の根拠であるとの考え方が基礎となります。従って、改正法下では、債務者は、現行法のように「故意、過失または信義則上これと同視すべき事由」が存在する場合に損害賠償責任を負うのではなく、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」という客観性のある理由が存在する場合には債務不履行責任が免責される、という枠組みとなっています(改正 415 条)。

また、債務者に債務不履行が存する場合の債権者による契約の解除権についても、伝統的には債権者による債務者の責任追及制度と位置付けられ、債務者に債務不履行についての帰責性が存することが要件(前提条件)でしたが、改正法は、債権者に対して債務不履行が生じているにもかかわらず拘束力を有する契約関係からの離脱を保障する制度として構築しています。従って、解除権の発生原因としての債務者の債務不履行について債務者の帰責性を必要としない半面で、「債務の不履行が債権者の責に帰すべき事由による時」や「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である時」(催告解除の場合)には、解除はできないことになっています(改正 541 条乃至 543 条)。

次に、売買契約における売主の担保責任についてですが、改正法は、その法的性質につき、売主(債務者)による債務不履行責任の特則であることを前提とした上で、有償契約全般についての通則と位置付けました。この結果、請負契約における請負人の担保責任についての現行規定は総て削除され、改正法下では、請負人に対しても売主の担保責任の規定が適用されます。また、現行法での担保責任の発生要件の一つである「瑕疵」という概念も廃止され、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである時」及び「移転した権利が契約の内容に適合しない場合」(「契約不適合(性)」と呼ばれています)という概念が新設されました(改正 562 条及び 565 条)。そうして、担保責任の内容として、①目的物の修補、②代替物の引渡及び③不足分の引渡という三種の「追完請求権」が明定されると共に(改正 562 条)、債務不履行に基づく損害賠償請求権や解除権と並立することが明定されています(改正 564 条)。補充的ながらも代金減額請求権が担保責任の内容であることも明定されました(改正 563 条)。また、現行法では危険負担における債権者主義の規定が売主の担保責任の免責規定へと変更され、危険負担における債務者主義が明定されました(改正 536 条)。

以上の他、賃貸借契約については、賃貸借契約の期間の上限の50年への伸長、不動産賃貸借契約における賃貸人の地位、賃借人の対抗力及び妨害の排除と返還の各請求権の規定の整理や明定並びに適法な転賃貸借契約における賃貸人と転借人との間の法律関係の明定等が措置されると共に(改正 601 条、604 条、605 条及び 613 条)、賃借人の原状回復義務は通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗、賃借物の経年変化及び賃借人の責めに帰することができない事由による損傷には及ばないことが明定され(改正 621 条)、敷金についての規定が新設されました(改正 622 条の2)。

本日は、今回の民法(債権関係)改正法で大幅に改正されている点をお話しましたが、現在の判例や通説の到達点を基にした改正が多く、私たちの社会生活に大きな混乱は生じないと思われまますが、今後の解釈によって補われるべき部分も多々あります。昼食後の卓話の時間が講義のようになって申し訳ございませんが、ロータリー次年度も、機会をお与えいただければ続編をお話させていただきますと願っております。